

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1368号)

平成28年12月22日

横情審答申第1368号

平成28年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成27年3月18日教健第3056号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる決定書」ほかの一部開示決定及び非開示決定に対する異議申立てについての  
諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる決定書」ほかの別表に示す4件の行政文書を一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる決定書」ほかの別表に示す4件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月19日付で行った文書1の一部開示決定及び文書2から文書4までの非開示決定（これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため文書1から文書3までの一部又は全部を非開示とした理由及び条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため文書4を非開示とした理由は、次のように要約される。

## (1) 文書1から文書3までの条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1から文書3までに記載された個人の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。このことは異議申立人（以下「申立人」という。）も異議申立書の中で「公開を求めることは省く」と述べている。

イ 文書1に記載された学校名、当該案件年月日及び指導案件は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

ウ 文書2及び文書3に記載された個人の住所及び氏名以外の情報は、個人の思想

や信条、意識を大きく反映した内心の秘密に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

(2) 文書4の不存在について

文書4は、異議申立書の提出があったが、それに係る補正書については、提出されておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。

(2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

(3) 文書1の個人の氏名(職員の氏名でない場合)、住所は、公開を求めない。学校名、当該案件年月日及び指導案件については、教諭の職務行為であると判断されるので、当然公開されるものである。

(4) 文書2から文書4までについて、個人情報としての氏名、住所等が記載してあれば、その部分は、公開を求めない。その他の部分については公開を求める。

(5) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の、求める、公開されることが妥当ということである。

(6) 職務遂行の内容でない。という理由を述べられるが、請求内容は、刑事事件に関する場合であり、教員免許はく奪等が想定される事件である。当然職務行為があるとかないとかの基準には当てはまらないことになっているといえる。

本件申し立て開示請求事項の内容は、不開示部分を含め連鎖しているといえる。

開示できないとする理由については、具体的にどのようなことか、処分庁の対応が明らかになっていないので、現時点では明確な判断ができないので、処分庁には速やかな対応を求める。その後、申立人の反論を述べる。

- (7) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えられる。そうすると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかるべきだと思う。そうすると、学校職員の職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「答申」という。）第528号（平成19年12月26日）に係る案件についての異議申立書、意見書の写し、補正書、答申及び決定書である。

文書1は、答申第528号に係る案件について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年改正前のものをいう。以下同じ。）第47条の規定に基づく決定手続において実施機関が作成した決定書であり、答申の写しを添付し製本されている。実施機関は、文書1に記載されている個人の氏名、住所、学校名、当該案件年月日及び指導案件を条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示としている。

文書2は、答申第528号に係る案件の開示決定等について異議申立てをする際に答申第528号に係る案件の申立人が、当該開示決定等に対する不服の趣旨及びその内容等を記載し、当該異議申立てのために答申第528号に係る案件の開示決定等を行った実施機関に提出した異議申立書である。実施機関は、文書2全体が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

文書3は、当審査会に諮問された答申第528号に係る案件について、答申第528号に係る案件の申立人が当審査会に対し、当該異議申立ての審理について意見を表明するために提出した意見書の写しである。意見書の提出は任意であり、提出された場合は、当審査会から実施機関に写しを送付している。実施機関は、文書3全体が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

文書4は、答申第528号に係る案件の申立人が、文書2の不備等を補正するために当該実施機関に提出する補正書である。実施機関は、文書4は存在しないとして

非開示としている。

(2) 文書1から文書3までの条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 文書1に記載されている個人の氏名及び住所は、答申第528号に係る案件の申立人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 文書1に記載されている学校名、当該案件年月日及び指導案件は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 文書2及び文書3は、答申第528号に係る案件の申立人の氏名、住所、年齢のほか、答申第528号に係る案件の異議申立てに関して答申第528号に係る案件の申立人の主張が具体的に記載されている。

文書2及び文書3のうち、個人の氏名、住所及び年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなる情報である。

また、文書2及び文書3は、答申第528号に係る案件の申立人が受けた開示決定等の内容とともに、答申第528号に係る案件の申立人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであって、仮に答申第528号に係る案件の申立人の氏名等を非開示にして公にしたとしても、当該異議申立ての詳細な内容が明らかとなり、答申第528号に係る案件の申立人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、文書2及び文書3は、その全体が本号本文に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 文書4の不存在について

実施機関は、文書4は提出されておらず、保有していないため、非開示としたと説明している。

異議申立書の補正書は、行政不服審査法第15条に規定する異議申立書の記載事項を満たしていない場合などに実施機関からの補正の求めに応じて提出されるほか、申立人自らが補正する場合に提出される性質の文書である。異議申立書の補正書は全ての案件において提出されるものではなく、当審査会が実施機関に確認したところ、答申第528号に係る案件において、実施機関から答申第528号に係る案件の申立人に対し文書2の補正を求めた記録はなく、答申第528号に係る案件の申立人からも補正書は提出されていないとの説明があった。

当審査会で文書2を見分したところ、補正が必要な形式上の不備は認められなかった。補正書が異議申立ての手續において不可欠な書面ではない以上、これら実施機関の説明に不自然な点はなく、このほかに文書4の存在を推認させる事情も認められなかった。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち文書1から文書3までを条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定並びに文書4を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 本件申立文書一覧

平成27年 1月19日教健第2525号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書 1	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる決定書
平成27年 1月19日教健第2525号による非開示決定に係る対象行政文書	
文書 2	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる異議申立書
文書 3	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる意見書
文書 4	横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第528号）にかかる補正書



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議